

高齢者の肺炎球菌予防接種のお知らせ（令和3年度）

この度厚生労働省より、平成30年度末までの経過措置であった65歳以上の上記予防接種について、5年間延長となりっております。それに伴い、宇陀市では下記のとおり高齢者の肺炎球菌予防接種の費用助成を行います。

記

【接種期間】 令和3年8月1日から令和4年7月31日まで

【対象者】 宇陀市に住民登録があり、次のいずれかに該当する方

1. 令和3年度対象者：平成28年度に高齢者の肺炎球菌予防接種の費用助成を受けた方は対象になりません。

65 歳	(昭和31年4月2日生 ~ 昭和32年4月1日生)
70 歳	(昭和26年4月2日生 ~ 昭和27年4月1日生)
75 歳	(昭和21年4月2日生 ~ 昭和22年4月1日生)
80 歳	(昭和16年4月2日生 ~ 昭和17年4月1日生)
85 歳	(昭和11年4月2日生 ~ 昭和12年4月1日生)
90 歳	(昭和6年4月2日生 ~ 昭和7年4月1日生)
95 歳	(大正15年4月2日生 ~ 昭和2年4月1日生)
100 歳	(大正10年4月2日生 ~ 大正11年4月1日生)

2. 接種日時点で60歳以上65歳未満の者であって、心臓、腎臓、呼吸器に重い病気のある方。

(厚生労働省令で定める者)

***ご注意ください** 過去に23価肺炎球菌ワクチンの接種を受けたことがある方は対象となりません。ご不明な場合は、接種を受けた医療機関へご確認ください。

【助成回数】 上記接種期間内に1回限り

【申し込み方法】

- 宇陀市内の医療機関で接種する場合、直接医療機関に予約して接種してください。

*持ち物：①自己負担金2,000円

②本人が確認できる健康保険証等

③この「**高齢者肺炎球菌予防接種のお知らせ**」 ※必ずご持参ください。

④健康手帳（お持ちの方のみ）

- 宇陀市以外の医療機関で接種する場合、事前に市役所健康増進課・中央保健センター（室生福祉保健交流センター「ぬく森の郷」内）・各地域事務所のいずれかで申し込み手続きが必要です。医療機関へは各自でご予約ください。

○ 県内医療機関で接種される場合

申し込み時に自己負担金2,000円をお支払いください。

○ 県外医療機関で接種される場合

申し込み手続き後、一旦、全額自費で接種してください。

後日、自己負担金を差し引いた金額を返金させていただきます。

【お問い合わせ】

宇陀市役所 健康増進課

☎82-3692 IP☎88-9087

宇陀市中央保健センター(室生福祉保健交流センター内) ☎92-5220 IP☎88-9175

肺炎球菌とは

肺炎は日本人の死因の第3位です。特に高齢者の死亡率は高くなっています。このような肺炎のうち4分の1から3分の1が肺炎球菌によるものと考えられています。

肺炎球菌ワクチンは、肺炎のすべてを予防するワクチンではありませんが、接種することによって、重症化予防などの効果が期待できます。

接種する上での注意

○必ず接種期間内（令和3年8月1日～令和4年7月31日）に接種してください。

○新型コロナウイルスワクチンを接種した方は、前後2週間あけて接種してください。

○次の場合はお受けになれません。

- ・体温が37.5℃以上の発熱がある方
- ・急性の重い病気にかかっている方
- ・肺炎球菌ワクチンに含まれる成分によって、アナフィラキシー（接種後約30分以内に起こるひどいアレルギー反応）を起こしたことがある方
- ・その他医師が不相当と判断した方

○接種要注意者（接種の判断を行うに際し、注意を要する方）

- ・心臓血管系疾患、腎臓疾患、肝臓疾患、血液疾患及び発育障害などの基礎疾患を有することが明らかな方
- ・予防接種後2日以内に発熱のみられた方、全身性発疹等のアレルギーを疑う症状を呈したことがある方
- ・過去にけいれんの既往のある方
- ・過去に免疫不全の診断がなされている方及び近親者に先天性免疫不全症の方がいる方
- ・本剤の成分に対してアレルギーを呈するおそれのある方

肺炎球菌ワクチン予防接種後の注意

- ・接種当日は激しい運動を避けてください。
- ・接種当日の入浴は差し支えありません。ただし、注射したところをこすらないでください。
- ・接種後に発熱したり、接種した部位が腫れたり、赤くなったりすることがありますが、一般にその症状は軽く、通常、数日中に消失します。
- ・接種後、接種部位の異常な反応や体調の変化があった場合は、速やかに医師の診察を受けましょう。